平成２４年（フ）第２１号
北海道小樽市石山町12番19号、前住所北海道小樽市梅ケ枝町32番16号
債務者　江川　朋也
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２５号
北海道小樽市新光１丁目２番20号　ふれあい～朝里、前住所北海道小樽市潮見台１丁目18番15号
債務者　加賀谷リツ
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２６号
北海道小樽市桂岡町17番６号、前住所北海道小樽市銭函２丁目11番101号　ジュネス銭函
債務者　秋田谷優生
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４９号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目３番地の８―102
債務者　佐藤　　藍
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
仙台市青葉区木町通２丁目６番48―303号
債務者　藤林　行雄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
宮城県石巻市相野谷字今泉前38番地36、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎26番地の１
債務者　遠藤鮮魚店こと　遠藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
宮城県石巻市門脇字青葉東66番地６
債務者　鈴木由喜子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
宮城県石巻市流留字七勺47番地２　雇用促進住宅１―301号、前住所宮城県石巻市渡波字鳥ノ巣１番地の16
債務者　阿部　　享
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８号
宮城県気仙沼市田尻沢52番地２
債務者　菅原　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１６号
秋田市外旭川字大谷地23番地１　レジデンス外旭川１―Ａ
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
秋田市大町４丁目３番17号　コートヴィレッジ902
債務者　嘉藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県潮来市大塚野２丁目21番地４
債務者　小林　笑子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１６２１号
千葉県市原市岩崎10番地１　石川方
債務者　池田智恵子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
千葉市花見川区長作町1231番地５　ダイヤモンドマンション　ビーランド107号
債務者　友部　　悟
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
千葉県八千代市米本2472番地２　下総病院内、住民票上の住所千葉県佐倉市井野1005番地30
債務者　重田　健治
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
千葉県船橋市坪井西１丁目14番16号
債務者　齋藤　千明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
千葉市中央区都町1264番地２　都町リハイムＡ棟206号
債務者　眞木　文男
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係